

営業活動促進事業 Q&A 経：助成対象経費

| No. | カテゴリー | 質問 | 回答 |
|-----|-------|---|---|
| 1 | 経 | 印刷物製作を区内事業者に、広告掲載を区外事業者に発注した場合、印刷物製作委託費は4/5で申請しても良いか？ | 助成率が4/5の対象となるのは「対象経費をすべて区内企業に発注した場合」です。これに該当しないため、助成率は1/2です。 |
| 2 | 経 | 4/5の助成率とするためには区内事業者にすべての対象経費を発注する必要があるとのことだが、区内事業者の条件とは？ | 区内事業者とは、本社もしくは事業所等を板橋区内に有する事業者で、そのことが見積書、HP等で明らかに確認できる事業者のことです。 |
| 3 | 経 | 代理店に発注した経費は助成対象となるか？ | なりません。発注先は委託業務を直接請け負う事業者である必要があります。発注先が仲介業者、代理店の場合は対象経費となりません。 |
| 4 | 経 | 区内事業者に発注すると4/5に助成率があがるとのことだが、1社でも区外事業者が入ると1/2になるということか？ | その通りです。4/5の助成率を適用するためには、助成対象経費すべてを区内事業者が発注する必要があります。 |
| 5 | 経 | 費目別の上限額が設定されているが、上限未満の単価のものしか申請できないということか？ 例 印刷物制作委託費の上限額は10万円だが、10万円を超えたものは申請できないか？ | 上限額を超えた単価のものも申請できます。費目別上限額とは、その費目について助成する上限のことです。 |
| 6 | 経 | 助成対象経費は消費税を含むか？ | 租税公課（印紙代、消費税等）は助成対象外となります。 |
| 7 | 経 | チラシを自社で印刷した場合の用紙・インク代は対象となるか？ | なりません。備品・消耗品購入費は対象外です。 |
| 8 | 経 | タブレット端末を購入し、SNSで広報活動をしているが、タブレット端末は対象となるか？ | なりません。備品購入費は対象外です。 |
| 9 | 経 | 申請する金額・費目が未確定だが、申請しても良いか？ | 確定してから申請してください。申請時に金額の算出根拠（見積書・契約書等の写し）をご提出いただきます。 |
| 10 | 経 | 広告掲載費の費目別上限額は10万円だが、複数の広告を掲載した場合、それぞれ上限額が10万円か？それとも合計の上限額のことか？ | 合計の上限額です。その費目の合計経費を上限額として定めています。 |
| 11 | 経 | 看板の制作は対象となるか？ | 対象外です。 |
| 12 | 経 | 動画を制作委託したが、会社へ来た人に対してのみ公開している。対象となるか？ | 動画は、HPや動画サイトで広く公開している必要があります。そのため、対象外となります。 |
| 13 | 経 | ECサイトの制作について、予約機能のみで商品の売買を伴わない場合、対象となるか？ | なりません。 |
| 14 | 経 | 発注先に制限はあるか？ | 発注先は、自社HP等で業務内容を広く公開している必要があります。 |
| 15 | 経 | いつまでの経費が対象となるか？ | 令和3年3月1日から令和4年2月28日までに見積・発注・履行・支払の全てが完了する経費について、対象となります。 |

営業活動促進事業 Q&A 経：助成対象経費

| No. | カテゴリー | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-------------------------------|---|
| 16 | 経 | 経費の支払方法に制限はあるか？ | 原則として現金払い、金融機関払いとします。クレジットカード払いの場合、実績報告時に証拠書類として「領収書」を提出いただきます。領収書が発行できない場合、カード会社の「利用明細書」、「利用代金が引き落とされた通帳」等の複数の書類の提出が必要となります。 なお、電子マネーや小切手、手形による支払は助成対象外となります。 |
| 17 | 経 | 発注はどのタイミングで行えばよいか？ | 原則として交付決定後に発注してください。 |
| 18 | 経 | HPをリニューアルする場合の経費も対象となるか？ | リニューアルでも対象となります。ただし、リニューアル前の状況及び詳細な仕様がわかる資料が必要となります。 |
| 19 | 経 | 販売目的の印刷物を制作委託する際の費用は対象経費となるか？ | 販売目的のものに関しては対象外です。 |